

改正

平成19年3月28日訓令第7号

平成26年11月21日訓令第15号

平成29年3月31日訓令第4号

令和3年3月30日訓令第7号

令和5年3月28日訓令第8号

令和8年3月13日訓令第3号

東かがわ市物品の買入れ等に係る競争入札参加者資格審議会規程

(設置)

第1条 市長は、東かがわ市が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造並びに役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に関するものを除く。以下「買入れ等」という。）について、競争入札参加者資格等の適正を期するため、東かがわ市物品の買入れ等に係る競争入札参加者資格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入札参加資格の審査に関すること。
- (2) 1件の設計金額が物品の買入れ、借入れ及び製造については150万円、役務の提供等については100万円を超える契約の方法及び当該契約に係る業者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、会長その他の委員をもって組織する。

2 会長には、副市長の職にある者をもって充て、その他の委員には次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長、事業部長、市民部長、教育部長、総務課長、会計課長
- (2) その他会長が指名する者

3 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(任期)

第4条 審議会长及び委員の任期は、当該職の在職期間とする。

(審議会长の職務)

第5条 会長は、審議会を代表して会務を処理する。

2 会長は、審議会の会議を招集し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、総務部長が職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要の都度開くものとする。

2 審議会は必要に応じ、関係職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、議事内容を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月21日訓令第15号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月13日訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の各訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約事務について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約事務については、なお従前の例による。